



2008年5月13日

自己株式取得に係る事項の決定に関するお知らせ
（会社法第165条第2項の規定による
定款の定めに基づく自己株式の取得）

当社は、平成20年5月13日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項を決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 自己株式の取得を行う理由

資本効率の向上、および経営環境に応じた柔軟な資本政策の実行を可能とするため

2. 取得の内容

- | | |
|----------------|--|
| (1) 取得する株式の種類 | 当社普通株式 |
| (2) 取得しうる株式の総数 | 45万株（上限）
（発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合：3.30%） |

本日公表した、株券電子化の直前の日（注）をもって効力が発生する株式の分割（株式1株につき100株の割合）後は、株券電子化の直前の日の前日までに取得した株式数に、45万株から株券電子化の直前の日の前日までに取得した株式数を差し引いたものに100を乗じた株式数を加えた株式数を上限とする。

（注） 決済合理化法附則第1条本文に規定する施行日前に到来する土曜日、日曜日、「国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）」に規定する休日、1月2日または12月31日のうち施行日に最も近い日

- | | |
|----------------|--------------------------|
| (3) 株式の取得価額の総額 | 2,000億円（上限） |
| (4) 取得期間 | 平成20年5月14日から平成21年3月24日まで |

(ご参考) 平成20年3月31日時点の自己株式の保有

発行済株式総数 (自己株式を除く) : 13,638,738株

自己株式数 : 2,102,471株

以上

本件に関するお問合せ先
財務部門IR室 更科、油井
Tel :03-5205-5581

NTT ニュースリリース 

Copyright(c) 2008 日本電信電話株式会社